



## 1. 健康保険会社から受ける保険料還付金

公的またはプライベート健康保険及び介護保険費用のうち、基礎保険料は無制限に特別支出として控除可能です。

ただしこの基礎保険料の一部が保険会社から還付された場合は、還付を受けた年の特別支出から還付分が差し引かれます。保険会社から支払われるプレミアムやボーナスについても被保険者が実際に負担した費用の払い戻しではない限り還付金と見なされ、特別支出から差し引かれることになります。

ただし、例えば被保険者の健康促進を目的としたプログラムの枠内でボーナス(眼鏡やコンタクトレンズ、医療マッサージなど)が支払われた場合においては、基礎補償とは関連が無い場合、特別支出の減額を考慮する必要はありません。

2020年5月6日の最新の判例でも、特定の健康促進のために被保険者が実際に支払った実費ではなく、一律設定された金額に基づいて支払われるボーナスにおいても特別支出の減額を行う必要はないと連邦財務裁判所は判断しています。

いずれにせよ、特別支出の減額を避ける条件は引き続き、被保険者の健康促進に基づいた実費、またはそれに準ずる一律設定金額の全額もしくは一部を補填するものであることです。

しかし、連邦財務裁判所は2020年12月16日の判例において、プライベート健康保険会社から健康促進のためのボーナスが支払われた場合は、被保険者が実際に費用を負担したかどうかに関係なく、その分を特別支出から減額する必要があると定めています。

判例では、月30ユーロ、年間最大360ユーロが支払われるプライベート健康保険会社のボーナスプログラムが争点となりました。健康促進のための費用が発生した場合、ボーナスはその費用と相殺されますが、費用が発生しなかった場合、もしくは費用が月30ユーロ以下の場合は被保険者が残額を保持することができます。連邦財務裁判所はこれを、特別支出を減額すべき保険料還付金に該当するとみなしました。この類のボーナスの場合は、基礎保険料に当てはまらず、契約上取り決められた保険料を継続的に減額させるものであったためです。

またこのケースでは、定期的なボーナスの支払いが保証されていたため、被保険者が健康促進やコストに配慮して行動する努力につながりませんでした。

## 2. 追徴・還付にかかる年間利率(6%)に対する違憲判断

現行の規則によれば個人所得税・法人税・事業税および売上税に関連する追徴および還付金には利子が課せられます。15ヶ月にわたる無利子の免責期間を過ぎると、法律上定められた利率0.5%が毎月課せられることになります。

このたび連邦憲法裁判所は、2014年1月1日以降の利率が0.5%とされているのは違憲であるとの判断を下しました。

裁判所は、免責期間を過ぎてから納税額が確定された納税者に対し、免責期間内に納税額が確定された納税者が不当に扱われている点を問題視しており、利率を下げることによってこの不平等が緩和されるとしています。年間6パーセントとされている現在の利率は、何年もの間改定されておらず、低金利時代の今日においては不当であるとしています。

連邦憲法裁判所は2022年7月31日までに新規則を制定するよう呼び掛けています。この規則は、まだ手続きの終わっていないケースに対し、2019年以降すべての利息対象期間について遡及して適用されます。

2014年1月1日から2018年12月31日までの期間については従来の規則が適用され、手続きがまだ終了していないケースも例外となりません。

### 3. 2020年各種確定申告提出期限の延長

コロナ危機に関連した税務上の措置の一環として、2020年の個人所得税・法人税・売上税などの確定申告書の提出期限が、2021年7月31日から2021年10月31日に延長されました（ヘッセン州の場合は2021年11月1日、バイエルン州やノルドライン・ヴェストファーレン州などの場合は2021年11月2日まで）。

各申告書の提出を税理士に依頼している場合の提出期限も延長され、2022年2月末ではなく2022年5月31日が期限となります。

提出期限に関しては、特に被雇用者の場合には2020年の個人所得税申告義務が生じているかどうかにご留意ください。2020年中に（コロナ禍の影響を受けて）410ユーロ以上の失業手当や操業短縮手当を受けていた場合は、その手当が非課税所得ではあるものの、累進課税の枠内で考慮されるため、申告義務が発生します。上記義務申告についても、税理士に作成を依頼している場合には2022年5月31日が期限となります。

### 4. 2021年の特別支出

事業支出にも必要経費にも該当しない特定の費用については、所得合計額から特別支出として控除することができます。このような特別支出には一部無制限に控除可能なものもありますが、そのほとんどに制限が設けられています（下記「参考 2021年特別支出」を参照）。

2021年分として控除可能な特別支出は、2021年12月31日までに支払われたものに限られており、この支払日については支払方法ごと下記のように定められています。

口座送金	送金実施日
Giroカード・クレジットカード	サインをした日、もしくはPINコードを入力した日
小切手	受取人へ譲渡した日、もしくは郵便局へ投函した日

《参考 2021年特別支出》

#### 1. 無制限に控除可能な特別支出

##### 教会税、教会会費

2021年に支払われた教会税は控除可能であり、場合によっては還付されることもあります。教会税は、対象年度ごとではなく、2021年に支払われたもの全てが対象となります。

ただし一律課税（Abgeltungsteuer）に含まれる教会税に関しては、考慮されません。

#### 2. 限定的に控除可能な特別支出

##### 扶養家族

離婚した、もしくは長期的に別居している配偶者への援助額は、被扶養者の住居がドイツ国内にある、もしくは被扶養者がドイツ国内に183日以上滞在する場合、申請に応じて最大13,805ユーロまで控除可能です。この限度額は、被扶養者の健康保険や介護保険の支払がある場合には増額される可能性もあります。

ただし扶養控除の際には、受け取った援助額が被扶養者側で課税されるため、被扶養者が申請に同意することが条件となります。この同意は各評価期間及び将来に渡って有効であり、同意を撤回する場合には年初に申請しなければなりません。

##### 養育費用

仕事を継続するために必要となる子供の養育費用（幼稚園、保育園、学童、シッターやオペア代）は特別支出としてみなされ、子供一人につき年間4,000ユーロを上限として、養育費用の3分の2が控除可能です。控除の際には費用に関わるサービスもしくは労働契約書、料金通知などの請求書を提出する必要があり、また支払いはサービス提供者の銀行口座へ送金されていなければなりません。

養育費用の特別控除は、14歳までの子供、または25歳までに負った身体的・精神的障害のために自立が難しい子供に適用されます。

##### 職業訓練費用

初めての職業訓練もしくは最初の学位のための費用（交通費、文具費、授業料など）は、各配偶者が合算申告を行う場合、年間最大6,000ユーロまで控除が可能です。ただし現行の法律上、初めての職業訓練にかかる必要経費の無制限控除は、職業訓練の雇用関係の枠内での措置に対してのみ可能です。

## 学校費用

一世帯の子供一人あたりにつき、EUとEWR諸国の公認(私立)学校については授業料の30%、外国にあるドイツの学校については最大5,000ユーロまでが特別支出として控除されます。ただし宿泊、保育、食事の費用は対象となりません。

## 節税目的の寄付

EU及びEWR諸国の非営利、慈善団体、または教会の施設への寄付は、総収入額の最大20%、もしくは売上高および賃金と給与の総額の0.4%が特別支出として控除可能です。またスポーツ、地元の研究活動、動物の飼育、その他レジャー活動を促進しない場合において、施設に対する会費もまた控除の対象となります。これらの制限を超えた額の寄付については、次の年に最大額の枠内で課税されます。

また資産管理団体によって取得した資産(資産ストック)に対する寄付は10年間で最大100万ユーロ(合算申告の場合は200万ユーロ)まで控除可能です。

寄付先からの受領確認書は税額が確定してから最低でも一年間は保管しなければならず、税務署から要請があった場合にはそれを提出する必要があります。300ユーロまでの少額寄付や、災害のための寄付の場合は、支払や口座送金の証書が証明として通常認められています。

## 特別支出としての年金控除 2021年

保険料金	控除可能限度額
1. 法廷年金保険、専門の年金機関、農業退職基金	単身申告: 23,724ユーロ 合算申告: 47,448ユーロ ※支払った保険料(従業員及び雇用主の負担分もしくは補助金の合計額)の92%(最大25,787ユーロまで) 上記算出額から非課税の雇用主負担分もしくは補助金分が減額される
2. プライベート保険料 ・終身年金保険 ・就業不能保険	追加の特別支出限度額: 年間2,100ユーロ (※この控除が年金手当よりも低い場合のみ) 合算申告の場合は自分の名前で年金契約を行っている場合、それぞれ限度額を受け取ることが可能
3. 付加年金保険料	追加の特別支出限度額: 年間2,100ユーロ (※この控除が年金手当よりも低い場合のみ) 合算申告の場合は自分の名前で年金契約を行っている場合、それぞれ限度額を受け取ることが可能
その他保険費用	控除可能限度額
1. 法定及びプライベートの基礎健康保険、介護保険	無制限
2. 基礎保険の最大保険料で同意しており、また、 ・基礎保障を超える保険料 (オプション特典、追加保険、病気休業保険など) ・その他特別な保険費用 (失業、就業不能、事故、損害賠償保険、「旧」資産、生命、年金保険)	・非課税の(雇用者)補助金の請求権がある場合(従業員など): 1,900ユーロ ※非課税の従業員負担分もしくは補助金は考慮されない ・保険料を全て自分で負担している場合(自営業者など): 2,800ユーロ 合算申告の場合、各パートナーそれぞれに権利のある最大額の合計額



ご質問ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
 Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
 Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
 E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de